京都産業大名誉教授 所功さん(82)　毎日新聞

サイト公令和五年(二〇二三)十二月二十七日 1紙面 新年1月6日朝刊

考 皇室 深まる危機

「男系男子」緩和必要

現実に即し柔軟対応を

18年前の2005(平成17)年、小泉政権下で「皇室典範に関する有識者会議」のヒアリング対象になりました。その際、事務局が作成した資料を見て「ここまで詳細な資料を出すのか」と驚きました。歴史を精査して一級品の資料にまとめたのは宮内庁の関係者でしょう。皇室や制度を正しく理解してほしいという思いは本気だと感じました。

驚いた資料の一例は、1889(明治22)年に旧皇室典範が制定された後、皇族の範囲が変化した経緯についてです。典範は、天皇や皇族の子孫がずっと皇族の身分となる「永世皇族制」を採用しました。しかし、皇族数が増えた1907(明治40)年、願い出により身分を離れる皇籍離脱を可能にしました。資料から分かったのは、明治天皇は皇族が増えすぎると経済的な負担増や品位を保つのが難しいと懸念し、皇族の範囲を限定した方がよいと考えていたことです。

さらに20(大正9)年になると、天皇から5世以降は自動的に次男以下を皇族でなくし、長男も8世より後は皇籍を離れる「皇族降下」の基準も設けられました。これらの経緯や重要性は、かなりの専門家でも詳細を知らなかったのではと思います。私も改めて調べ、反対した皇族もいた中で「皇族の範囲を限るべきだ」と結論づけた枢密院の主張が通った内幕を理解しました。

増えすぎたら減らす。明治、大正の先人たちは適正規模で皇室を維持するため、ハードルの高い典範改正ではなく、特例法のような規定を付け足したり、準則を設けたりして、臨機応変にしなやかな改革を実現させてきたのです。

戦後の1947(昭和22)年に制定された現行の皇室典範では、旧典範まで認めていた非嫡出子の皇位継承を不可としました。歴史を振り返れば、制度は時代に応じて変化してきたことが分かります。皇室の永続には、史実と現実を直視して柔軟に工夫してきた先人の知恵を今に活用してほしいと思います。皇室の現状に適合しない制度は、問題点を段階的に改正していく建設的な議論が必要です。

政府の皇室に関する各種ヒアリングの全てに出席を求められ、法制史の研究者として意見を述べてきました。私は今の制度には無理があり、皇統・皇室を永続するには、皇位継承資格を男系男子に限定している規制を少し緩和しなければならないと考えています。

そもそも、なぜ皇位継承が男系に限定されてきたのか。父系(男系)を絶対視する古代中国の影響が大きい。皇位を継いできたのはすべて男系の皇族です。古代と近世に女性の天皇も8人いますが、父方が天皇につながる男系です。しかし、(過去の天皇の)半数近くは側室から生まれた非嫡出子ですから、側室を否定して男系男子で維持することは難しくなります。

皇位継承のルールや皇室の範囲を初めて明文化したのは、明治に入ってから制定された旧皇室典範でした。それすら大正時代までに部分的に修正されてきました。「絶対に変えないことこそ伝統」という考えはいかがなものでしょうか。旧典範を大筋で引き継いだ現行典範は、無理や矛盾が次第に露呈しています。皇族の高齢化が進む今、皇族数の確保は速やかに対応策を実現すべきです。

天皇の退位に関する特例法の付帯決議を受けて議論された報告書が2021年12月に公表され、具体策が既に提案されています。今の皇室は男性も女性も少なすぎるのですから、これ以上は減らないようにするのが当然です。現実的な法改正には、国会での与野党合意が必要です。

憲法が第1章に定める天皇は、伝統の本質と宮廷文化の体現者だと思います。近代に入って、天皇が稲作を、皇后が養蚕を続けるなど、日本人が安心できる原風景を皇室が形作り、維持しています。世襲の天皇は「あって当たり前」ではなく、皇室の方々の努力と、国民との相互の信頼と敬愛の関係で成り立っています。元号を含む皇室の歴史と制度を研究してきた一人として、日本のアイデンティティーを大切にしていきたい。次世代につないでいくためには、皇室への国民多数の関心や理解の高まりこそが重要です。【聞き手・山田奈緒、写真も】

ところ・いさお　1941年岐阜県生まれ。名古屋大大学院修士課程修了、法学博士(慶応大)。専門は日本法制文化史。京都産業大教授を経て同大名誉教授。皇室関係の著書多数。

=随時掲載